

【禁止事項－3】

係船作業中は以下のことをしてはならない。

- (1) 綱取りボートを使用して係船索の繰り出し中に、送出調整を手足で行なうこと。
- (2) 係船機の巻き込み・繰り出し操作中に、係船機操作スタンドから離れること。
- (3) 陸上ビットに掛かった係船索を張ったり緩めたりする場合、係船機を停止せずに手足で係船索を操作すること。

(理由)

係船索へ挟まれ・巻き込まれにより、**死亡及び**手や足を骨折・切断する。

(事例)

- (1) 綱取りボートを使用して船尾係船索を繰り出し中に、係船索の繰り出し調整を手で行っていたところ、左足を係船索に巻き込まれ死亡した。
- (2) 着棧作業中に係船索を足で調整していたところ、足を巻き込まれて骨折した。
- (3) 離棧時にビットから係船索を外す際、係船索を緩めるためスタンドローラー部から両手で繰り出し操作を行っていたところ、リールに係船索が食い込んで巻き込み状態となり、手の指8本を切断した。

【禁止事項－4】

熱油、毒劇物等の取扱いは指定された保護具を着用せずに行ってはならない。

(理由)

飛散、拡散で薬火傷、炎症、中毒を起こす。

(事例)

- (1) ケミカル品荷役時にフランジ部から飛散して顔面にかかり、薬傷を負った。
- (2) ポンプ室ストレーナー清掃中に、残液により中毒になった。